**平成２５年（フ）第７９５５号**
東京都板橋区小豆沢３丁目10―10―801
債務者　吉岡　恵美
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９５９号**
東京都新宿区下落合２丁目１―11　Ａｒｂｒｅ下落合Ｂ―402
債務者　金枝　孝子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９６２号**
東京都板橋区赤塚３丁目７―17―106
債務者　安立　宗広
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９７０号**
東京都江東区南砂３丁目11―６―402
債務者　加藤　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９７２号**
東京都新宿区上落合１―12―10―308、住民票上の住所茨城県坂東市辺田1517―55
債務者　原　　英朗
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９７３号**
東京都台東区上野６丁目16―５　上野サウナ温泉会館６Ｆ
債務者　落合　佑亮
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９７６号**
東京都江東区枝川１丁目10―３―1112
債務者　山本　　緑
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９７９号**
東京都墨田区太平３丁目19―４―201　ヤカタパートⅢ
債務者　陳　　久燦
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９８０号**
東京都大田区池上６丁目12番17号
債務者　金子喜久枝
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７９８１号**
神奈川県藤沢市石川2761―15
債務者　佐藤　絹代
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８８０号**
横浜市青葉区あざみ野３丁目22番地１　サカエハイツ203
債務者　岩渕　賢一
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１２５４号**
横浜市青葉区奈良２丁目９番地３　ベルコテーＢ―202
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４３号**
長野県小諸市東雲六丁目７番１号　市住233号
債務者　楚山　正夫
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２５年（フ）第５９６号**
東京都青梅市河辺町６丁目１番地の10イーストプラザ青梅401
債務者　可児　恭介
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第５９７号**
東京都青梅市河辺町６丁目１番地の10イーストプラザ青梅401
債務者　可児　眞理
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部